

(仮称) 和泉市立富秋学園他 3 校留守家庭児童会  
運営業務委託に関する公募型プロポーザル実施要領

令和 8 年 6 月

## 1. 基本的事項

この要領は、本市において、保護者の就労、疾病その他の理由により家庭において必要な保育を受けることが困難である児童の健全な育成を目的とした留守家庭児童会事業を運営する事業者を公募型プロポーザル方式で募集するにあたり、必要な事項を定めたものである。

## 2. 業務概要

### (1) 業務名

(仮称) 和泉市立富秋学園他 3 校留守家庭児童会運営業務

### (2) 施設規模

名称	住所	対象となる 支援単位数	活動場所	支援単位の面積
(仮称) 和泉市立富秋学園 留守家庭児童会	和泉市富秋町 2-2-89	2 支援単位	専用教室 2 室 (本校舎内)	各支援単位 64.00 m <sup>2</sup>
和泉市立信太小学校 留守家庭児童会	和泉市尾井町 2-8-17	4 支援単位	余裕教室 4 室 (本校舎内)	各支援単位 64.00 m <sup>2</sup>
和泉市立鶴山台南小学校 留守家庭児童会	和泉市鶴山台 4-1-1	2 支援単位	余裕教室 2 室 (本校舎内)	各支援単位 64.00 m <sup>2</sup>
和泉市立鶴山台北小学校 留守家庭児童会	和泉市鶴山台 1-9-1	2 支援単位	余裕教室 2 室 (本校舎内)	各支援単位 66.24 m <sup>2</sup>

詳細は配置図・平面図を参照すること。

### (3) 業務内容

委託する業務の範囲は、和泉市留守家庭児童会運営業務委託仕様書による。

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 34 条の 8 の規定、放課後児童クラブ運営指針、放課後児童クラブ運営指針解説書、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 63 号）、和泉市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年条例第 36 号）及び和泉市留守家庭児童会条例（平成 27 年条例第 3 号）に基づき、業務を行うこと。

### (4) 契約方法・期間等

#### ① 契約方法

プロポーザル方式による随意契約

#### ② 契約時期

令和 8 年 10 月下旬（予定）

#### ③ 業務準備・引継ぎ期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日まで

#### ④ 引継保育期間

令和 9 年 2 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

上記引継保育期間中に 600 時間以上

#### ⑤ 業務履行期間

令和 9 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで（3 年間）

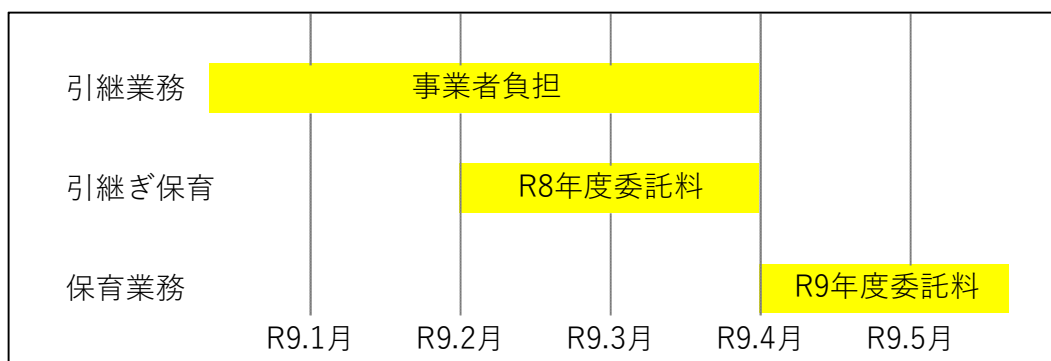
## (5) 業務準備期間

受託者は、委託業務開始までの間を準備期間とし、市との業務打合せ、支援員・補助員確保、引継保育、業務履行に必要な準備を行うこと。

なお、準備期間に要する費用は、引継保育の委託料を除き事業者の負担とする。

事業者の決定後、市と協議の上、速やかに引継ぎを行うこと。また、仕様書に定める業務内容に留意し、令和9年4月1日からの業務に支障のないようにすること。

### 【引継業務、引継ぎ保育及び保育業務のイメージ】



## (6) 契約保証金

和泉市財務規則（昭和39年和泉市規則第12号）による。

和泉市財務規則第104号各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

## (7) 経費総額の提案上限額・下限額等

本事業は原則として、第二種社会福祉事業として消費税法（昭和63年法律第108号）第6条第1項別表第1第7号により、消費税及び地方消費税相当額が非課税。

消費税及び地方消費税相当額が課税となる部分がある場合には、積算内訳書内に明示するとともに、提案下限額から提案上限額までに収めること。なお、金額は、契約時の予定価格を示すものではなく、各業務の提案内容の規模を示すためのものであることに留意すること。

令和8年度から令和11年度の提案見積金額は、選定上の価格評価に使用する。

### ①提案上限額

（仮称）和泉市立富秋学園他3校留守家庭児童会運営業務提案上限額：391,132千円

上記のうち令和8年度にかかる予算は1,376千円を上限とする。

また、令和9年度から令和11年度までの合計提案上限額は389,756千円とする。

※障がい児や医療的ケアを要する児童等の要支援児加配人員の配置が不要の前提で、提案すること。

### ②提案下限額

（仮称）和泉市立富秋学園他3校留守家庭児童会運営業務提案下限額：337,739千円

上記のうち令和8年度にかかる予算は978千円を下限とする。

また、令和9年度から令和11年度までの合計提案下限額は336,761千円とする。

※障がい児や医療的ケアを要する児童等の要支援児加配人員の配置が不要の前提で、提案すること。

### ③その他

委託料等は提案内容をふまえ本市と協議のうえ、契約により確定するため、提案額がそのまま委託料等になるものではない。

要支援児加配が必要となった場合は、本契約とは別に時間単位の単価契約を締結し、加配した時間数に応じた支払いとする。それに伴い、「加配人員単価見積書」（様式第 8-2 号）も提出すること。

なお、「加配人員単価見積書」は、①放課後児童支援員認定資格保有者、②同資格未保有者（補助員）、③看護師の 3 区分で見積もること。

#### （8）支払条件

委託料は引継保育開始日より発生するものとし、業務準備・引継ぎ期間については、引継保育以外の委託料等は発生しない。

委託料の支払は次のとおり四半期毎とする。ただし、引継ぎ保育にかかる委託料は、引継ぎ保育完了後、完了検査を受けたのち事業者からの請求書を受理した日から 30 日以内に支払うものとする。

事業者は次のとおり四半期毎に請求し、市は請求日から 30 日以内に支払うものとする。

##### 12 回払い（支払期別）

- 1 回目 令和 9 年 7 月（令和 9 年 4 月から令和 9 年 6 月分）
- 2 回目 令和 9 年 10 月（令和 9 年 7 月から令和 9 年 9 月分）
- 3 回目 令和 10 年 1 月（令和 9 年 10 月から令和 9 年 12 月分）
- 4 回目 令和 10 年 4 月（令和 10 年 1 月から令和 10 年 3 月分）
- 5 回目 令和 10 年 7 月（令和 10 年 4 月から令和 10 年 6 月分）
- 6 回目 令和 10 年 10 月（令和 10 年 7 月から令和 10 年 9 月分）
- 7 回目 令和 11 年 1 月（令和 10 年 10 月から令和 10 年 12 月分）
- 8 回目 令和 11 年 4 月（令和 11 年 1 月から令和 11 年 3 月分）
- 9 回目 令和 11 年 7 月（令和 11 年 4 月から令和 11 年 6 月分）
- 10 回目 令和 11 年 10 月（令和 11 年 7 月から令和 11 年 9 月分）
- 11 回目 令和 12 年 1 月（令和 11 年 10 月から令和 11 年 12 月分）
- 12 回目 令和 12 年 4 月（令和 12 年 1 月から令和 12 年 3 月分）

#### （9）その他

原則として提案の内容を実施することとするが、本市との協議により修正する場合がある。

### 3. 参加資格

本案件に参加できる者は、提出書類の提出日において、下記のすべての要件を満たすものとする。

#### （1）事業者の要件

- ①和泉市において、令和 8・9 年度の入札参加有資格業者として登録があること。
- ②法人であること。
- ③業務を継続して行うことが確実に見込まれること。

（2）令和 8 年 4 月 1 日から起算し過去 5 年間で、国又は地方公共団体から次のいずれかの事業の受託実績を有すること、又は次のいずれかの事業を自ら運営している実績を有すること。受託実績は 1 つの自治体において 2 か所（2 校）以上かつ児童 80 人以上を 12 月以上受託している実績と

する。また、運営実績は、児童 80 人以上を 12 月以上運営している実績とする。人材派遣は実績として認めない。

①児童の保育又は教育の分野に係る事業

(保育所、認定こども園、幼稚園等)

②児童の福祉や健全育成又は子育て支援の分野に係る事業

(児童館、放課後児童クラブ、児童養護施設、一時預かり事業、放課後等デイサービス等)

(3) 参加(応募)の資格要件

- ①地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当しない者。
- ②大阪府で法令違反による参加停止措置、又は本市において入札参加資格指名停止措置若しくは指名回避措置を受けていない者。
- ③会社更生法、民事再生法等による更生又は再生手続き開始の申立ての事実がない者。
- ④過去 10 年間に於いて、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条に掲げる暴力団又は和泉市暴力団排除条例(平成 24 年和泉市条例第 1 号)第 2 条に掲げる暴力団員等及びそれらの利益となる活動を行わない団体。
- ⑤提案業務を行うにあたり、当該業務が法令等の規定により官公庁の免許、許可または認可を受けている必要がある場合には、当該免許、許可、認可を受けている者であること。
- ⑥国税の未納がないこと。本店、支店、営業所等が和泉市に存する場合は、和泉市税の未納がないこと。

4. スケジュールの概要(予定)

項目	日程
募集要項の公示	令和 8 年 6 月 3 日(水)
プロポーザル参加意思表明書、見学希望確認書提出期限	令和 8 年 6 月 16 日(火) 17 時 15 分まで
施設見学可能日	令和 8 年 6 月 23 日(火)～26 日(金) 予定 ※時間・場所は別途指定する
質問受付期限	令和 8 年 7 月 1 日(水) 17 時 15 分まで
質問回答期日	令和 8 年 7 月 10 日(金) ※電子メールで回答
プロポーザル参加申込書・見積書・配置予定者調書等提出期限	令和 8 年 7 月 24 日(金) 17 時 15 分まで
書類審査(一次審査)※提案者が 4 者以上になった場合に実施	令和 8 年 8 月 5 日(水) 予定
書類審査結果(面接審査実施日時)通知	令和 8 年 8 月 17 日(月) 予定
面接審査(二次審査)	令和 8 年 9 月 25 日(金) 予定
審査結果の通知	令和 8 年 10 月 2 日(金) 予定
契約締結	令和 8 年 10 月下旬予定

## 5. プロポーザル参加意思表明書

本プロポーザルに参加の意思がある事業者は、次のとおりプロポーザル参加意思表明書を事務局まで提出すること。

### (1) 提出書類

プロポーザル参加意思表明書・・・様式第1号

### (2) 提出部数：1部

### (3) 提出期限：令和8年6月16日（火）17時15分まで

### (4) 提出場所及び提出方法：事務局へ書留郵送（期限必着）

### (5) その他

- ・提出書類は返却しない。
- ・プロポーザル参加意思表明書を提出した事業者のみプロポーザル参加申込書を提出できる。
- ・提出書類の作成及び提出にかかる費用は、事業者の負担とする。
- ・このプロポーザルに関する情報公開請求があった場合は、和泉市情報公開条例（平成10年和泉市条例第32号）に基づき、提出書類を公開する場合がある。

## 6. 和泉市留守家庭児童会の見学

和泉市留守家庭児童会の見学を希望する場合は、次のとおり見学希望確認書を事務局へ提出すること。

### (1) 提出書類：見学希望確認書・・・様式第2号

### (2) 提出期限：令和8年6月16日（火）17時15分まで

### (3) 提出場所及び提出方法：事務局へ郵送（期限必着）

### (4) 見学可能日時：令和8年6月23日（火）～26日（金）予定

各日とも14時～17時

※見学日時、場所等は本市より指定し連絡する。

### (5) 見学先（予定）：和泉市立信太小学校（和泉市尾井町2-8-17）

和泉市立鶴山台南小学校（和泉市鶴山台4-1-1）

和泉市立鶴山台北小学校（和泉市鶴山台1-9-1）

※（仮称）和泉市立富秋学園は現在建設中のため、見学は不可

## 7. 質問回答

「実施要領」及び「仕様書」に関して質問の有無にかかわらず、次のとおり質問書を事務局まで提出すること。

受付けた質問及び質問に対する回答は、取りまとめを行いプロポーザル参加意思表明書の提出があった全ての事業者（プロポーザル参加辞退書提出者は除く。）に回答する。回答には会社名等は表示しない。本件を円滑に実施するために本市が作成した質疑・回答を加える場合がある。

なお、質問書の提出期限以降での質問は受け付けない。

### (1) 提出書類：質問書・・・様式第3号

- (2) 提出方法：電子メール ([gakudou@city.osaka-izumi.lg.jp](mailto:gakudou@city.osaka-izumi.lg.jp))
- (3) 提出期限：令和8年7月1日(水)17時15分まで
- (4) 回答日：令和8年7月10日(金)
- (5) 回答方法：電子メール

## 8. プロポーザル参加申込書

プロポーザル参加意思表明書を提出した事業者(プロポーザル参加辞退書提出者は除く。)は、次のとおり、プロポーザル参加申込書に係る書類を添付し、事務局まで提出すること。

### (1) 提出書類

- ①プロポーザル参加申込書・・・様式第4号
- ②事業者概要書・・・様式第5号
- ③業務実績調書・・・様式第6号
- ④応募者の資格・欠格事項確認書・・・様式第7号
- ⑤企画提案書・・・任意様式
- ⑥年間を通じて具体的な保育計画、1日の保育内容がわかる書類・・・任意様式
- ⑦安全対策(事故などに対する体制)としてのマニュアル・・・任意様式
- ⑧見積書・・・様式第8-1号
- ⑨加配人員単価見積書・・・様式第8-2号
- ⑩配置予定者調書・・・様式第9号

### (2) 提出部数：10部(正本1部、副本9部)

なお、詳細は別添の「(仮称)和泉市立富秋学園他3校留守家庭児童会運営業務委託提出書類作成要領」を確認の上、提出すること。

### (3) 提出期限：令和8年7月24日(金)17時15分まで

### (4) 提出場所及び提出方法：事務局へ書留郵送(期限必着)

### (5) その他

- ・別添の「(仮称)和泉市立富秋学園他3校留守家庭児童会運営業務委託提出書類作成要領」を確認の上、提出すること。
- ・企画提案書は、二次審査基準の評価項目に対応するよう提案すること。評価項目に対応する提案が無い場合は選外とする。
- ・プロポーザル参加意思表明書を提出した事業者のみプロポーザル参加申込書を提出できる。
- ・提出書類は返却しない。
- ・提出書類の分割提出は認めない。
- ・提出書類の不足又は提出期限内未到着の場合は、本案件の参加自体を無効とする。
- ・提出書類を受付後、追加および修正は認めない。ただし、市が認めた場合はこの限りでない。
- ・提出書類の作成及び提出にかかる費用は、事業者の負担とする。
- ・採用した企画提案書等の著作権は、本市に帰属する。ただし、不採用となった企画提案書等の著作権は事業者に帰属する。
- ・このプロポーザルに関する情報公開請求があった場合は、和泉市情報公開条例(平成10年和泉市条例第32号)に基づき、提出書類を公開する場合がある。

## 9. 選定について

### (1) 審査方針

事業者選定の審査は、選定委員会が行う。ただし、一次審査は事務局で行う。

審査にあたっては、一次審査基準（別紙1）及び二次審査基準（別紙2）に基づいて提案の内容等を審査し、優先交渉権者及び次点交渉権者を決定する。

選定委員会の会議は非公開とし、審査内容に係る質問や異議は一切受け付けない。

### (2) 審査の方法

審査基準に基づき、書類審査と面接審査を行い、総合的に採点し、候補者を選定する。

審査基準のうち「事業計画」にかかる採点は、「特に良い」から「劣る」までの評価を行い算出する。

評価	配点係数
特に良い	100%
良い	75%
普通	50%
やや劣る	25%
劣る	0%

#### ①書類審査（一次審査）

##### (ア) 日時

令和8年8月5日（水）予定、提案者の出席は不要。

##### (イ) 書類審査の内容

提案者から提出された業務実績調書（様式第6号）、見積書（様式第8-1号）、配置予定者調書（様式第9号）を一次審査基準（別紙1）に基づいて書類審査を行う。

合計得点が同点の場合は、一次審査基準における「提案価格」の得点が高い提案事業者を優先する。「提案価格」の得点も同点の場合は、「基本姿勢」の得点が高い提案事業者を優先する。

なお、提案者が4者以上の場合は、一次審査として書類審査を実施し、二次審査対象者として3者を選定する。この場合、一次審査の結果は、すべての提案者に対して通知を行うとともに、面接審査の実施対象となる提案者には、その旨を書面にて電子メールで通知する。提案者が3者以下の場合は、面接審査の時間の通知のみ行う。

##### (ウ) 審査結果通知日

令和8年8月17日（月）予定

#### ②面接審査（二次審査）

面接の日時等の詳細については、電子メールにて面接審査実施対象者に通知する。

##### (ア) 日時

令和8年9月25日（金）予定

##### (イ) 面接審査の内容

面接審査では、企画提案書（任意様式）等に基づいて、提案者からの説明、選定委員から

の質疑を行う。

二次審査基準（別紙 2）に基づき選定委員会で審査を行う。（非公開にて実施。）

（ウ）面接時間

1 提案者あたり概ね 30 分以内とする。

※提案者からの説明（15 分以内）＋質疑応答（15 分以内）

（エ）追加資料等

資料の追加提出は市から求める場合を除き、不可とする。

（オ）説明者

当日の出席者は 1 提案者あたり 3 名以内（本業務に携わる者に限る。）とし、すべて提案者が雇用している者とする。

（カ）その他

- ・会社名を特定できるようなものは身に着けてはならない。
- ・提案者からの説明は、提案書に基づいて行うこと。
- ・選定委員会実施中において、他の参加事業者の情報は一切提供しない。
- ・面接審査時は、記録用として録音する。
- ・会場内での発言については、提案書と同等の取り扱いとする。
- ・面接審査時に使用するパソコン等の使用機材、備品については、必要に応じて、提案者にて用意するものとする。ただし、スクリーンについては和泉市にて用意する。
- ・優先交渉権者となった場合は、議事録を速やかに提出し、和泉市の承認を受けること。優先交渉権者との交渉が不調となった場合、次点交渉権者が提出することとする。

③優先交渉権者の決定

（ア）審査の結果、合計得点が最も高い者を優先交渉権者、二番目に高い者を次点交渉権者とする。

（イ）合計得点が同点の場合は、二次審査基準における「留守家庭児童会の運営」の得点が高い提案事業者を優先する。

（ウ）「留守家庭児童会の運営」の得点が同点の場合は、二次審査基準における「付加的な提案」の得点が高い提案事業者を優先する。「付加的な提案」の得点も同点の場合は、二次審査基準における「人員体制」の得点が高い提案事業者を優先する。

（エ）二次審査基準における区分「事業計画」の満点の 5 割を最低基準点とし、合計得点が最も高い者であっても最低基準点に満たない場合は採用しない。

（3）審査結果の通知

審査結果は、書面にて面接審査を実施したすべての提案者に、電子メールで通知する。

令和 8 年 10 月 2 日（金）予定

通知においては、優先交渉権者および次点交渉権者となった提案者には、それぞれその旨を、その他の提案者には選外となった旨を記載する。

また、評価内容および選定結果に対する問い合わせには、応じない。

（4）審査結果の公表

二次審査結果の通知後、市のホームページ等において結果公表を行う。公表する内容は次のとおり。

- ①優先交渉権者の名称及び合計得点
- ②プロポーザル参加意思表明書の提出があった事業者の名称（辞退、失格等含む申し込み順）
- ③全提案事業者の名称（申し込み順）
- ④全提案事業者の合計得点（得点順）
- ⑤全提案事業者の評価項目ごとの各委員の点数（得点順）
- ⑥優先交渉権者の選定理由
- ⑦選定委員会委員の所属及び氏名

※ 選定されなかった者の社会的地位及び競争上の地位に配慮するため、③と④、③と⑤の対応関係は明らかにしない。

※ 提案事業者が２者の場合は、優先交渉権者の点数は公表するが、残りの１者の点数は公表しないものとする。

#### 10. 失格事項

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- ①提出書類の提出期限を過ぎた場合。
- ②本実施要領に定める事項に違反した場合。
- ③提出書類に虚偽の記載をしたことが判明した場合。
- ④実施要領に定める方法以外で市職員、選定委員等に対して本案件について接触した事実が認められた場合。
- ⑤正当な理由なく選定方法に応じなかった場合。
- ⑥参加表明から契約締結までに参加資格を満たさなくなった場合及び欠格事項に該当した場合。
- ⑦その他公平な競争の妨げになる行為・事実があったと市が判断した場合。

#### 11. 契約の締結

- ①優先交渉権者となった提案事業者は、速やかに本市と随意契約の締結に向けた交渉を行う。
- ②優先交渉権者との交渉が不調となった場合は、次点交渉権者と契約締結に向けた交渉を行う。
- ③優先交渉権者（優先交渉権者との交渉が不調となった場合の次点交渉権者を含む。）との契約交渉が成立した場合は、当該事業者を契約の相手方として決定し、契約締結を行う。

なお、交渉の結果、交渉内容を仕様書に反映する場合は、反映した仕様書を優先するものとする。

- ④契約締結後、業務内容に変更が発生し、委託金額に増減が生じる場合は、市の算定する設計価格に落札率を乗じた額を基本とし、協議の上、変更契約を締結する。

なお、落札率とは、当初契約額に提案上限額を除いたものに100を乗ずるものとする。

#### 12. 提案者1者又はない場合の取扱い

提案者が1者になった場合も選定を行う。また、提案者がいない場合は、プロポーザルは中止する。

### 13. その他

- ①本案件に関して実施要領の公示の日から審査結果の公表の日までの間、和泉市留守家庭児童会運営事業者選定委員会委員や、本案件に係る市職員（※）への接触を禁ずる。  
※ただし、資料の提出の場、面接審査（二次審査）の場を除く。
- ②選定委員会の構成及び委員名、提案者名簿等の内容についての質問は、一切受け付けない。
- ③審査結果後に実施要領及び仕様書の内容等に関して、不明又は錯誤等を理由に異議を申し立てることはできない。
- ④プロポーザル参加意思表明書の提出後に、本案件への参加を取り下げる場合は、速やかに本市事務局まで連絡するとともに、プロポーザル参加辞退書（様式第10号）を提出すること。
- ⑤業務の運営開始前の事前準備期間（3ページ（5）業務準備期間【引継業務、引継ぎ保育及び保育業務のイメージ】の引継業務）に係る経費は、事業者の負担とする。
- ⑥本案件の提案者に対する参加報酬はない。
- ⑦提出書類の作成に要した費用、旅費その他本案件への参加に要した経費については、提案者の負担とする。
- ⑧提出書類については、和泉市情報公開条例（平成10年和泉市条例第32号）の規程に基づく情報公開請求があった場合には公開する。なお、提案事業者の競争上の地位、利益を害すると認められる情報については、非公開となる場合がある。その際は、該当すると考えられる部分について、あらかじめ文書により申し出ること。
- ⑨上記⑧の規程に関わらず、本業務の受託者の企画提案書は市議会等への説明に使用し、和泉市公式ホームページに公表することがある。

### 14. 事務局

〒594-8501

住 所：大阪府和泉市府中町二丁目7番5号

事務局：和泉市教育委員会 生涯学習部 生涯学習推進室 地域教育推進担当

TEL：0725-99-8198（直通）

E-mail：gakudou@city.osaka-izumi.lg.jp

一次審査基準

(別紙1)

区分	評価項目	評価内容の考え方	配点
事業計画	基本姿勢	<p>法人の業務実績の状況（業務実績調書から）。</p> <p>令和8年4月1日から起算し過去5年間で、国又は地方公共団体から次のいずれかの事業の受託実績数、又は次のいずれかの事業を自ら運営している実績数で評価を行う。</p> <p>受託実績は1つの自治体において2か所（2校）以上かつ児童80人以上を12月以上受託している実績とする。また、運営実績は、児童80人以上を12月以上運営している実績とする。なお、人材派遣は実績として認めない。</p> <p>①児童の保育又は教育の分野に係る事業 （保育所、認定こども園、幼稚園等）</p> <p>②児童の福祉や健全育成又は子育て支援の分野に係る事業 （児童館、放課後児童クラブ、児童養護施設、一時預かり事業、放課後等デイサービス等）</p>	30
	人員体制	<p>有資格者の配置。</p> <p>有資格者の配置が適切であるか。</p>	20
		<p>安定及び持続可能な人員配置。</p> <p>人員体制が適切であり、緊急時でも人員をカバーできる体制があるか。</p>	20
価格	<p>提案価格の妥当性（契約期間中の総額で評価）</p> <p>【計算式】</p> $30点 - \left( \frac{\text{提案価格} - \text{最低価格}}{\text{提案上限額} - \text{最低価格}} \right) \times 30点$ <p>※小数点第3位以下は切捨て 提案上限額 = 391,132千円 最低価格 = 337,739千円</p>	<p>&lt;一次審査の一事業者あたりの最高点&gt;</p> <p>1. 事業計画点： 70点（小数点第1位まで有効）</p> <p>2. 提案価格点： 30点（小数点第3位以下は切捨て）</p> <p>合計：100点</p>	30

二次審査基準

(別紙2)

区分	評価項目	評価内容の考え方	配点
事業計画	<p>応募動機。 応募動機は児童福祉の向上及び増進を見据えたものか。</p>	<p>児童福祉の向上や地域社会への貢献など、公共の福祉の増進に基いた内容であるか。</p>	6
	<p>児童福祉や教育に関する理解や取組み。</p>	<p>放課後児童クラブ運営指針などに基いた内容であるか。 福祉的視点、教育的視点の両面での取り組みであるか。</p>	6
	<p>法人の業務実績の状況（業務実績調書から）。</p>	<p>令和8年4月1日から起算し過去5年間で、国又は地方公共団体から次のいずれかの事業の受託実績数、又は次のいずれかの事業を自ら運営している実績数。受託実績は1つの自治体において2か所（2校）以上かつ児童80人以上を12月以上受託している実績とする。また、運営実績は、児童80人以上を12月以上運営している実績とする。人材派遣は実績として認めない。 ①児童の保育又は教育の分野に係る事業 （保育所、認定こども園、幼稚園等） ②児童の福祉や健全育成又は子育て支援の分野に係る事業 （児童館、放課後児童クラブ、児童養護施設、一時預かり事業、放課後等デイサービス等）</p>	8
基本姿勢	<p>保育内容について。</p>	<p>企画提案書、年間保育計画書類、1日の保育内容がわかる書類等において、保育内容が子どもの最善の利益を考慮した育成支援、健全な育成支援となっているか。</p>	36
	<p>引継ぎについて。</p>	<p>必要十分かつ現実的な引継ぎ計画、引継ぎ保育計画となっているか。 引継ぎ業務において、保護者説明会や保護者との個人懇談会などを実施する具体的な計画となっているか。</p>	8
	<p>保護者への情報提供について。</p>	<p>児童の出入り状況や日々の活動・様子について、保護者と連絡や共有が円滑に行える仕組みであるか。</p>	8

二次審査基準

(別紙2)

区分	評価項目	評価内容の考え方	配点
留守家庭 児童会の 運営	保護者の理解や協力を得た運営。	保護者との日々のやり取りや懇談会等の情報交換を通して信頼関係を構築し、保護者の保育への理解や協力を得やすい運営であるか。	8
	保護者支援の姿勢。	保護者からの相談に適切に対応するなど、保護者支援に努める仕組みであるか。	8
	学校・地域との連携に対する取組みや方針。 良好な連携体制と円滑な運営。	学校・地域と互いに連携や協力体制のもと、児童の学びや成長を支える仕組みであるか。 地域との連携について、打ち合わせを行うなどの柔軟な対応を考慮しているか。	8
	おやつ提供・諸費の徴収方法。	食物アレルギーの対策が施されているか。 保護者の利便性を踏まえた諸費の徴収方法が示されているか。	6
	トラブル対応体制（児童同士のトラブル・保護者対応）。	児童又は保護者のトラブルに対して、その対応や要望に迅速かつ適切に対応できる体制であるか。	16
支援児童 等の受け 入れ	障がいのある児童、及び要医療的ケア児童に対する十分な知識とその支援。	児童の支援方法等を共有し、児童の気持ちに寄り添った保育が行われているか。	8

二次審査基準

(別紙2)

区分	評価項目	評価内容の考え方	配点
	加配人員の手配。 (単価見積の評価を含む)。	支援児童の受け入れに際して、加配人員の手配を迅速に対応できる仕組みであるか。	8
児童虐待 への対応	児童虐待についての意識や迅速に対応できる体制。	早期発見のために、日常の様々な場面において児童の様子に留意する仕組みがあるか。	8
緊急の連 絡体制・ 安全対策	緊急時(事故・災害)の連絡体制やその対応。	様々な緊急時を想定したマニュアルが整備され、実行できる仕組みであるか。	8
	安全に対する意識や取組み姿勢。	非常時に備え、事故の未然防止の取組みがおこなわれているか。	8
守秘義 務・個人 情報保護	守秘義務や個人情報に対する意識、適正な管理体制。	個人情報に関するマニュアルが整備され、適正に取り扱われているか。	8
	有資格者の配置。	有資格者の配置が適切であるか。	8

二次審査基準

(別紙2)

区分	評価項目	評価内容の考え方	配点	
	人員体制	安定及び持続可能な人員配置。	人員体制が適切であり、緊急時でも人員をカバーできる体制があるか。	16
		従事者の研修・教育。	研修計画に基づき研修を実施する仕組みがあるか。 課題に対応した研修のメニューが整備されているか。 研修に参加できるしくみであるか。	6
	労働環境	従事者が働きがいをもち業務に従事できる環境づくり。	人材育成、職場活性化、働きやすい職場環境づくり等により、従事者の働きがいを高める工夫がされているか。	8
	付加的な提案	運営に関する独自提案（児童の安全確保、遊びや学びの充実、利用者の利便性、保護者からの相談等に対する解決手法などに供する取組）。	児童が魅力を感じる取組みが提案されているか。 創意工夫の取組みにより、児童の状況に応じて付加的な取組みが提案されているか。	36
価格	<p>提案価格の妥当性（契約期間中の総額で評価）</p> <p>【計算式】</p> $60点 - \left( \frac{\text{提案価格} - \text{最低価格}}{\text{提案上限額} - \text{最低価格}} \right) \times 60点$ <p>※小数点第3位以下は切捨て</p> <p>提案上限額 = 391,132千円</p> <p>最低価格 = 337,739千円</p>	<p>&lt;二次審査の一事業者あたりの最高点&gt;</p> <p>1. 事業計画点：240点（選定委員の採点合計点数÷選定委員の人数。除して出た合計得点の小数点以下は切捨て。）</p> <p>2. 提案価格点：60点（小数点第3位以下は切捨て）</p> <p>合計：300点</p> <p>【参考】</p> <p>二次審査において、候補事業者として選定されるための最低基準</p> <p>⇒ 区分「事業計画」の合計点が120点以上（100分の50）</p>	60	